八　関税率表第三九・〇八項に該当するもの

九　関税率表第三九・〇九項（第三九〇九・一〇号及び第三九〇九・三一号を除く。）に該当するもの

十　関税率表第三九一二・一一号及び第三九一二・九〇号に該当するもの

十一　関税率表第三九一五・二〇号に該当するもの

十二　関税率表第三九一七・一〇号、第三九一七・一二三号、第三九一七・三二号、第三九一七・三三号、第三九二〇・一〇号、第三九二〇・六一号、第三九二〇・六九号、第三九二〇・七三号、第三九二〇・九一号及び第三九二一・一九号に該当するもの

十三　関税率表第三九二二・九〇号に該当するもの

十四　関税率表第三九二五・二〇号に該当するもの

［新設］

第九十七条　輸出令別表第二の三第二号の二(9)に掲げる貨物であって、経済産業省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一　関税率表第四〇・〇二項に該当するもの

二　関税率表第四〇・〇五項に該当するもの

三　関税率表第四〇〇六・一〇号及び第四〇〇八・二一号に該当するもの

四　関税率表第四〇〇九・一二号及び第四〇〇九・四一号に該当するもの

五　関税率表第四〇・一〇項に該当するもの

六　関税率表第四〇一一・二〇号及び第四〇一一・三〇号に該当するもの

七　関税率表第四〇・一二項に該当するもの

八　関税率表第四〇一六・九三号に該当するもの

第九十八条　輸出令別表第二の三第二号の二(10)に掲げる貨物であって、経済産業省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一　関税率表第四四・〇七項及び第四四〇八・一〇号に該当するもの

二　関税率表第四四一一・一三号及び第四四一一・九四号に該当するもの

三　関税率表第四四・一二項に該当するもの

四　［略］

五　関税率表第四四一八・四〇号及び第四四一八・七九号に該当するもの

［新設］

第九十九条　輸出令別表第二の三第二号の二(11)に掲げる貨物であって、経済産業省令で定めるものは、関税率表第四五・〇三項及び第四五・〇四項に該当するものとする。

［新設］

第百条　輸出令別表第二の三第二号の二(12)に掲げる貨物であって、経済産業省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一　関税率表第四七・〇一項に該当するもの

二　関税率表第四七・〇三項及び第四七・〇四項に該当するもの

三　関税率表第四七・〇五項に該当するもの

［新設］

第八十九条　輸出令別表第二の三第二号の二イに掲げる貨物であって、経済産業省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一　関税定率法（明治四十三年法律第五十四号）別表（以下「関税率表」という。）第四四〇八・一〇号に該当するもの

［新設］

二　［略］

［新設］